

南志津保育園を民間事業者に引き継ぐ際のガイドライン

令和2年 10 月

目次

ガイドライン策定の経緯・趣旨	1
1 民営化の基本的な進め方	2
(1) 佐倉市における公立保育園の民営化	2
(2) 子育て支援推進委員会における審議を核とした意思決定	2
(3) 市が配慮すること	3
2 民営化のスケジュール	4
令和2年度	5
令和3年度	6
令和4年度	8
令和5年度	9
令和6年度	11
令和7年度	12
3 保育を引き継ぐ新保育園について	13
(1) 設置場所について	13
(2) 保育を引き継ぐ運営事業者について	15
(3) 運営に関する条件	15
4 Q&A	16
資料	19

ガイドライン策定の経緯・趣旨

本市における公立保育園の民営化は、「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」に基づいて進めてまいりました。

平成 28 年 4 月に基本方針に基づき佐倉東保育園を民営化し、生活クラブ風の村保育園佐倉東が開園しました。その後、「佐倉市公共施設総合管理計画」（平成 29 年 3 月策定）における「公立保育園の民営化については、地域のバランスを考慮し、民営化した保育園の検証を行った上で進めていきます。」との定めに従い、平成 31 年 2 月に「福祉サービス第三者評価」を受審し、民営化後の保育園運営が適切に行われていることを確認いたしました。

生活クラブ風の村保育園佐倉東の運営が適切であることの確認を受け、次の民営化対象園を検討するため、保育施設の状況等を更新した上で基本方針を改め、「佐倉市立保育園の在り方に関する第2次基本方針」（以下「第 2 次基本方針」という。）を策定いたしました。

第 2 次基本方針においても、前基本方針と同じく、市内を 5 圏域に分けて各 1 園の公立保育園を運営し、それ以外の園を民営化対象園とすることとしております。

このたび、第 2 次基本方針に基づき、子育て支援推進委員会において審議を行い、志津南部区域における民営化対象園を南志津保育園とし、もう 1 つの民営化対象園（根郷保育園）と比べても第一に南志津保育園を民営化することが妥当である旨の答申を踏まえて、次期民営化実施園を南志津保育園とする決定をいたしました。

今後の南志津保育園の民営化の実施に関する具体的な手順（運営事業者の選定、民営化の実施、実施後の市の対応など）について、一連の流れを明らかにし、広く市民や保育事業者の皆さまに周知するために、本ガイドラインを策定いたします。

1 民営化の基本的な進め方

(1) 佐倉市における公立保育園の民営化

老朽化する公立保育園における今後の持続可能な保育サービスの提供のためには、民間事業者を積極的に活用することが有効であるため、これまで佐倉市においても民営化を推進してきました。

民営化の手法としては、「公設民営」と「民設民営」に区分されますが、民間事業者が保育園を新築し保育事業を引き継ぐ「民設民営」方式により民営化を進めます。

(参考)

「公設民営」方式

施設の管理・運営のみを民間事業者を活用する方法で、委託や指定管理者制度の導入が考えられますが、運営に要する費用や建物の維持管理・改築の費用は、市負担となります。

「民設民営」方式

運営に要する費用や改築費について、国や県の財政支援があることから、少ないコストでの保育園運営が実現します。

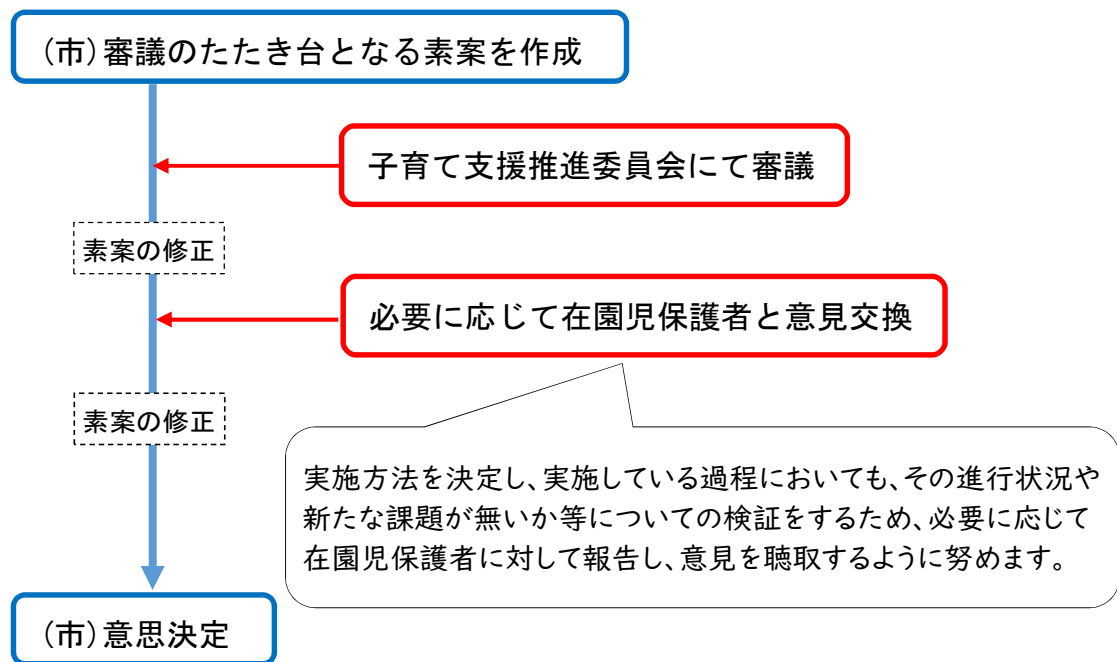
(2) 子育て支援推進委員会における審議を核とした意思決定

今後の民営化の実施にあたっては、運営事業者の公募、公立保育園の保育の引き継ぎ方法など、在園児の保護者をはじめ、様々な意見を聴取しながら進める必要があります。そのため、子育て支援推進委員会を核とし、以下のプロセスで検討し、意思決定する事を基本とします。

子育て支援推進委員会とは？

- ・子ども・子育て支援法第 77 条に基づき本市に設置される合議制の機関。
- ・市長の求めに応じ、子育て支援の推進に関し必要な事項を審議する。
- ・会議の構成員は、保育に係る学識経験者や、保育園等の園長、学校長のほか、公募委員(中学生未満の保護者、保護者以外の市民)などで構成する。
- ・今期は、公募委員の内 2 名を南志津保育園の保護者としている。

(図1:意思決定の過程について)



(3) 市が配慮すること

南志津保育園の民営化にあたりましては、佐倉東保育園を民営化（平成 28 年4月）した時の進め方や、子育て支援推進委員会で頂いた意見を踏まえて、以下の点に配慮して進めます。

- 子どもの育ちを第一に考え、主体性を大切に、最善の利益が守られるよう十分に配慮します。
- 新保育園へ移行した際は、子どもと保護者が安心して保育園を利用できるように努めます。
- 在園児や保護者への影響が少なくなるように配慮します。
- 民営化の実施について、市民や入園希望者への周知を積極的に行います。また、保護者など関係者とのコンセンサスを形成するように協議を行います。
- 民営化の実施によって、保育定員が不足することが無いように留意します。
- 保育事業を引き継ぐ保育園では、南志津保育園の保育内容をできる限り引き継ぎ、保育の質の向上がなされるように配慮します。

2 民営化のスケジュール

第2次基本方針において設定されたスケジュールを踏まえ、南志津保育園の民営化について、下表のとおり進めます。

(図2:南志津保育園の民営化スケジュール)

対象年度	スケジュール
令和2年度	A. 南志津保育園の民営化を進める旨を市民等へ公表 B. 在園児保護者との懇談会(意見聴取)、会計年度任用職員向けの説明会の実施 C. 民営化ガイドラインの策定、公表 D. 運営事業者募集要項の検討、決定
令和3年度	E. 運営事業者の公募、選定、公表 F. 在園児保護者向けの説明会の実施 G. 翌年4月における乳児の募集停止
令和4年度	H. 翌年4月における乳児及び1歳児の募集停止 I. 市・在園児保護者・運営事業者の三者協議会を組織 J. 市と運営事業者の協定の締結 K. 新園舎の基本設計、建築地の近隣への説明 L. 第三者評価の受審(南志津保育園)
令和5年度	M. 三者協議会の開催 N. 新保育園の建築工事 O. 南志津保育園(2~4歳児クラス)の転園希望の調査 P. 南志津保育園における翌年4月における全年齢の募集停止 Q. 新保育園への引き継ぎ、合同保育の実施 R. 新保育園の設置認可 S. 南志津保育園の全園児の転園
令和6年度	T. 新保育園の開園 U. 保護者アンケートの実施 V. 三者協議会の開催
令和7年度	W. 第三者評価の受審(新保育園)

令和 2 年度

A. 南志津保育園の民営化を進める旨を市民等へ公表【令和 2 年 4 月完了】

市ウェブサイトでの公表、南志津保育園の在園児保護者向けに個別通知を行いました。

また、南志津保育園の保護者が本ガイドラインの作成や運営事業者の選定に直接参画できるように、子育て支援推進委員会委員に南志津保育園の保護者枠を設けました。

B. 在園児保護者との懇談会（意見聴取）、会計年度任用職員向けの説明会の実施

「在園児保護者向けの懇談会」

民営化の実施に至った経緯・必要性についての説明、民営化の進め方について在園児保護者と意見交換を行います。その懇談会は、複数回実施し、できるだけ多くの保護者から、心配することや疑問点を出していただき、それを解消するように努めます。

「会計年度任用職員向けの説明会」

民営化の実施により、南志津保育園に従事されている会計年度任用職員は、大きな影響があります。民営化を実施した際の市の考え方を示します。

C. 民営化ガイドラインの策定、公表

保護者との懇談会において聴取した意見をガイドラインに反映し、子育て支援推進委員会の審議を経て策定を行います。策定後は、速やかに公表し、在園児保護者や市民に広く周知します。

D. 運営事業者募集要項の検討、決定

本ガイドラインに基づき、運営事業者を公募するための募集要項を作成します。

募集要項に記載すべき特記事項として、南志津保育園の保育内容を引き継ぐために南志津保育園で実施している保育内容を募集の要件とします。

(南志津保育園で実施している保育内容等)

- ・ 保育所保育指針、佐倉市保育・施設管理基準に準拠した保育の実施
- ・ 保育時間(7:00~20:00)
- ・ 土曜保育の実施(7:00~18:00)
- ・ 生後57日以上(産休明け)保育の実施
- ・ 障がい児保育の実施
- ・ 完全給食の実施
- ・ 南志津保育園で実施する行事の確保
- ・ 地域住民向けの子育て支援の取り組み(園庭開放など)
- ・ 在園児の安全確保への取り組み
- ・ 小学校接続に関する取り組み

令和3年度

E. 運営事業者の公募、選定、公表

運営事業者の選定にあたっては、子育て支援推進委員会で専門部会を設けて審議します。

専門部会は、南志津保育園保護者、学識経験者、南志津保育園園長等での構成を想定しています。

公募は、企画提案型(プロポーザル方式)により実施することで、質の高い保育を継続的に提供する保育事業者を選定します。

プロポーザル方式による公募とは、運営事業者の選定にあたり、保育の実施体制や取り組み内容について企画提案書を提出し、ヒアリングやプレゼンテーションで総合的な評価を行い、最も適した候補者を選定する方法です。

F. 在園児保護者向けの説明会の実施

運営事業者の選定経過を説明すると同時に、選定された運営事業者に出席を求めて保育理念や実施する保育内容等について説明を行います。

令和 3・4 年度

G. 翌年4月における乳児の募集停止(令和 3 年度)

H. 翌年4月における乳児及び1歳児の募集停止(令和 4 年度)

令和 6 年 4 月の民間事業者が新築する保育園の開園に合わせて、南志津保育園の乳児・1 歳児の受け入れを段階的に停止します。

この受け入れ停止により、新保育園に保育を引き継ぐ園児は、令和 6 年度の3歳児クラス以上となります。

(受け入れを停止する理由)

- ・ 3 歳未満の入所率は全保育施設において高く、新保育園以外の転園希望があった場合に、転園できないことが懸念される。
- ・ 3 歳児に進級するタイミングは、定員が増える施設が多いことや、幼稚園への転園者がいる等により、空きが出やすく転園がしやすい。

(図 3:南志津保育園の民营化スケジュール)

	南志津保育園						新保育園					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和2年度	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
令和3年度	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
令和4年度	×	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
令和5年度	×	×	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
令和6年度	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○

図 3 は、南志津保育園と新保育園の各クラス（0歳から5歳）の受け入れ状況を示すスケジュール表である。南志津保育園の受け入れは、令和2年度から令和6年度にかけて、0歳児から順に段階的に停止される（×）。新保育園は、令和6年度から受け入れを開始する（○）。赤い矢印は「段階的に受け入れを停止」を示し、青い矢印は「希望する保育施設へ優先的に転園」を示している。

令和 4 年度

I. 市・在園児保護者・運営事業者の三者協議会を組織

運営事業者の決定後、市（南志津保育園園長、副園長、子育て支援課職員）、在園児保護者の代表（2名程度）、運営事業者（園長候補者、保育士代表、法人本部職員）の三者で定期的な協議の場を設けます。民営化実施後まで、継続的な協議を行い、より円滑な保育の引継ぎの実現に努めます。

協議会では、運営方針の確認の他、南志津保育園の保育内容（行事等）の引き継ぎについて等が協議事項となります。

J. 市と運営事業者の協定の締結

新保育園において実施する保育内容や、開園までの準備等について市と取り決めが必要な事項について、協定を締結しその実効性を高めます。

「協定に含めることが考えられる事項」

- ・ 開所時間（延長保育時間を含む）
- ・ 給食提供におけるアレルギー対応
- ・ 障がい児保育の実施
- ・ 合同保育の実施について

K. 新園舎の基本設計、建築地の近隣への説明

令和 5 年度の民間事業者による新園舎の工事に先立ち、基本設計（建物の大まかなプランの決定）を実施することになりますが、前述の三者協議会で出た意見をできるだけ反映したものとなるように配慮します。

また、基本設計にあたっては、その計画案や工事予定について近隣住民や自治会等に説明し、同様の配慮を行います。

L. 第三者評価の受審(南志津保育園)

民営化後の保育園運営について、公立保育園と比べても適正な保育が実施されているかを検証するため、千葉県が認証した評価機関が実施する「福祉サービス第三者評価」を受審します。

新保育園については、民営化後2年目に同様の第三者評価を受審し公立保育園の受審結果と比較を行います。

令和5年度

M. 三者協議会の開催

令和5年度に実施する合同保育の実施方法・期間について協議します。

ここでいう合同保育は、保育を引き継ぐ運営事業者の保育士等が、開園前に南志津保育園にて、公立園職員と共に保育に従事することで、保護者や園児との信頼関係を築くことを目的に実施する保育のことです。

N. 新保育園の建築工事

新保育園の建築工事は、確実に令和6年4月に開園できる工期を設定します。また、転園する親子に配慮し、新保育園を早めに見学できるように早めに園舎が完成するように配慮します。

O. 南志津保育園(2~4歳児クラス)の転園希望の調査

令和5年度に南志津保育園に在籍している2~4歳児クラスの在園児は、年度末までに転園が必要となるため、転園先の希望調査を行います。幼稚園への転園や他の公立保育園への転園希望も想定されることから、調査を早めに実施し、希望を把握した上で、できるだけ意向に沿えるように配慮します。

転園が難しい家庭等の状況については、個別に協議しその対応を検討いたします。

P. 南志津保育園における翌年4月における全年齢の募集停止

今後、スケジュールどおり進行した場合は、令和6年4月には南志津保育園の保育を新保育園に引き継ぐことから、南志津保育園の令和6年4月入園の入園申し込みは停止します。

この募集停止により、入園率が高い3歳未満の入園枠が少なくなりますが、新保育園での入園枠ができることで、志津南部区域全体で入園枠は減りません。

Q. 新保育園への引き継ぎ、合同保育の実施

新保育園の園長候補者は、南志津保育園の主な年間行事に参加し、引き継ぎをおこないます。そして、在園児への影響を考慮し、最低1年間は南志津保育園と同様の行事の実施を公募の際の要件とします。

合同保育は、南志津保育園の2～4歳児各クラスに新保育園の保育従事者が合同で保育する形で実施しますが、実施期間はおよそ3か月程度とします。

実施にあたりましては、保護者や園児との信頼関係を築くことその他、保育課程や年齢別の子どもの保育目標を引き継ぐように努めます。

また、個々の子どもの様子の把握についても、十分な引き継ぎを行うと共に、保護者が希望する場合には、新保育園職員と個人懇談を実施します。

R. 新保育園の設置認可

保育園の認可は、児童福祉施設の設備及び運営に関する条例等の基準を満たしていることを確認し、千葉県が行います。この基準の遵守により質の高い保育が担保されることにつながることから、市も基準の遵守について適宜確認を行います。

(ハード面の基準)

- ・ 必置設備(保育室等、医務室、調理室、屋外遊戯場、転落防止設備など)とその面積

(ソフト面の基準)

- ・ 保育士、調理員の配置数
- ・ 衛生管理
- ・ 食事の提供

S. 南志津保育園の全園児の転園

南志津保育園の保育の引き継ぎは、全園児の転園または卒園が完了した時点で完了となります。

令和 6 年度

T. 新保育園の開園

新保育園における保育の引き継ぎをよりスムーズにするため、新保育園の開園後、必要に応じて南志津保育園の各クラス担当が新保育園の保育をサポートし、園児のフォローアップを行います。

U. 保護者アンケートの実施

新保育園の開園後 6 か月を目安に、保護者アンケートを実施します。

保護者の意見を集約して、三者協議会の協議の場で、すべての保護者を運営事業者が確認できるようにします。アンケート結果において、是正が必要と認める事項については、市から運営事業者に改善を促します。

V. 三者協議会の開催

新保育園開園後の保護者意見を集約します。個々の子どもへの対応ではなく、保育園の運営に関して、不安な点などがあれば、協議を重ねて解消します。運営事業者は、できるだけ保護者意見を反映するように努めます。

開園後の保育内容が、市と締結した協定に基づく内容であるかを、検証を行い、必要があれば適宜改善を促します。

令和7年度

W. 第三者評価の受審（新保育園）

前年度の保護者アンケートや三者協議会にて、検証・改善を行った開園2年目に、福祉サービス第三者評価を受けて、さらなる保育の質の向上に努めます。

3 保育を引き継ぐ新保育園について

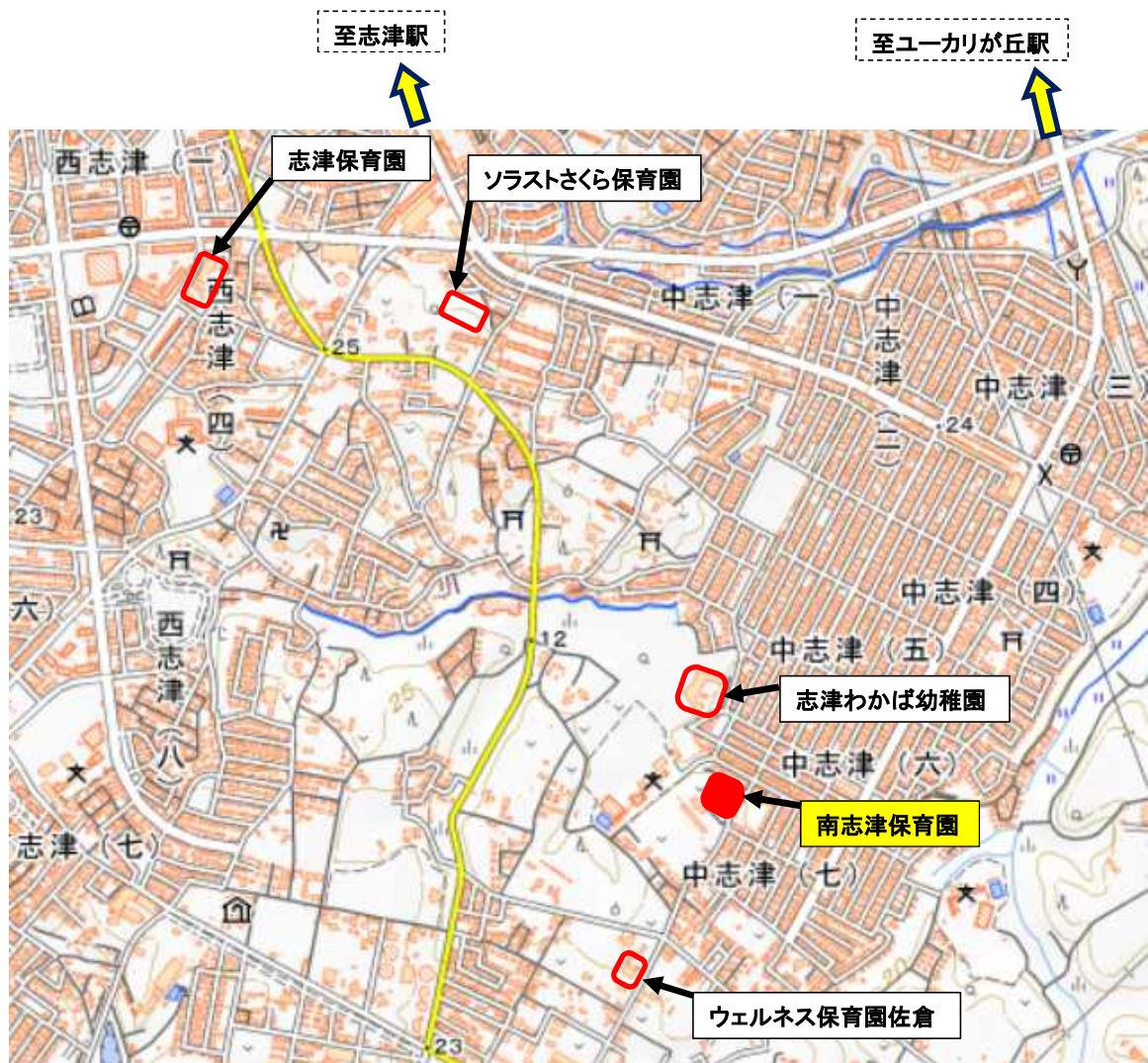
(1) 設置場所について

第2次基本方針においては、在園児が新保育園に引き継がれることを想定して、同区域の中でも近距離に新築するように配慮すると記載しています。

この方針について、民営化を実施する南志津保育園で置き換えると、次のことに考慮する必要があります。

- 土地の面積や形状等について、良好な保育環境の確保が見込まれること。
 - 在園児の登降園時において、安全確保ができる場所であること。
 - 周辺の騒音が保育園の運営に支障がない場所であること。
 - 南志津保育園より、利便の良い場所に設置されることが望ましい。
 - 現園舎より鉄道駅(志津駅、ユーカリが丘駅)に近い設置が望ましい。
 - 既に存する保育施設とは、至近の距離に設置しない。
 - 南志津保育園用地には、志津わかば幼稚園及びウェルネス保育園佐倉と近接するため、設置しない。
- (理由)
- ✓ バランスのある保育施設の配置により、より多くの市民が利用しやすい環境整備につながる。
 - ✓ 保育施設の近接により、入園児数が偏り、適切な運営を阻害する恐れがある。
 - ✓ 送迎時の交通渋滞が懸念される。
- 鉄道駅に近い区域ではないため、バス停に近いなど公共交通機関での移動ができる場所が望ましい。

(図 4) 南志津保育園から志津駅方面の地図



(2) 保育を引き継ぐ運営事業者について

第2次基本方針においては、社会福祉法人以外の学校法人や株式会社においても、千葉県内や佐倉市においても適切な運営実績があることから、運営主体に制限は設けず広く募集を行うこととしました。

法人種別に制限を設けないことで、多くの応募をいただき、質の高い保育を提供できる法人を選定できることが期待されます。

また、次のような条件を付して公募を行い、また、事業者の選定に際しての重点事項とすることを検討します。

(法人のおもな参加資格)

- ・ 認可保育所または認定こども園の運営実績の要件
- ・ 法人全体の決算状況において、損失計上の有無

(保育従事者のおもな条件)

- ・ 施設長(園長)、保育士の経験年数
- ・ 常勤職員の比率
- ・ 保育士等の人材確保計画やキャリアアップのための研修計画

(3) 運営に関する条件

前述のとおり、南志津保育園で実施している保育内容を引き継ぐことを基本とする他、保育園を運営するための基準を定めた「佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を遵守すること。

(おもな運営基準)

- ✓ 子どもの人権の擁護、虐待防止のための体制整備
- ✓ 市が利用調整した子どもの応諾義務
- ✓ 小学校との連携
- ✓ 施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)の作成
- ✓ 提供する保育に関する事前説明と保護者の同意を得ること
- ✓ 苦情解決窓口の設置

4 Q&A

Q1. 南志津保育園は、なぜ民営化するのですか？

今後の持続可能な保育サービスの提供には、民間事業者の力を活用する必要があります。

次の2点が主な理由です。

- ① 多様化する保育ニーズに対応するためには、民間事業者の保育サービスが必要不可欠である。
- ② 今後の公立保育園の改築費や運営費について、民間事業者が行う施設の建設には、国県補助金が対象となり、また、保育園等の運営費においても国や県からの財政支援により、公立保育園の運営と比べて、およそ3分の1程度の費用で運営することが可能である。

Q2. 公立保育園は、全園民営化するのですか？

第2次基本方針においては、前基本方針に引き続いて市内を5圏域に分けて1園の公立保育園を運営し、それ以外の保育園を民営化対象園とすると定めております。

また、保育サービスの空白地帯を生まない等の公立保育園が担うべき役割があることから、全園を民営化することはありません。

Q3. 民営化が進められたら、いつまで南志津保育園にいられますか？今の、どのクラスが卒園するまでですか？

現在のスケジュールでは、令和6年4月に民営化する予定ですので、令和6年3月までとなります。現在（令和2年度）のもも組（2歳児クラス）の園児が卒園するまでとなります。

Q4. 新しい保育園の場所はいつ決まりますか？

令和3年度に新保育園の運営を行う事業者の公募、決定を行う予定です。公募では、新保育園の立地を含めて提案を行うことから、令和3年度末に場所が決まる予定です。

Q5. 保育料や給食費は、南志津保育園と変わらないのですか？

保育料(3歳以上は無料)は、公立や私立に関わらず市内で同じ基準により算定しています。給食費や行事等の実費負担については、真に要した経費(給食費の場合は、食材料費)を保護者が負担するため、多少変わることは考えられます。

新保育園に転園した場合において、保護者の負担が増えないように配慮します。(新たに制服や園帽などの購入が無いようにする。)

Q6. 新しい保育園の名前はどのように決まるのですか？

保育園の名称は、設置する民間事業者が自由に決定します。

これまでの南志津保育園の歴史を引き継ぐという観点から、新保育園の名称に「南志津」を含めることができるかについては、市から事業者へお願いします。

Q7. 給食の量や質、アレルギー対応は変わりませんか？お弁当持参になったりしませんか？

民間事業者を公募する際、乳幼児の発育発達段階に応じた給食の提供や必要栄養量の確保、変化に富んだ献立、佐倉市の「食物アレルギーマニュアル」に基づく対応、食育の推進など、衛生面・栄養面・安全面等において一定の質が確保されることを要件とします。

Q8. 保育士が全員変わると、子ども達の戸惑いがあるのが心配です。

新保育園の開園前に、新保育園の保育士が南志津保育園の中で合同保育を行います。また、新保育園の開園後は、必要に応じて南志津保育園の保育士が園児のフォローアップを行います。この合同保育等の実施により、在園児の民営化による影響が少なくなるように努めます。

Q9. 民営化後もお友だちと一緒にいさせてあげたい場合は、新築される保育園に転園希望を出せばよいのですか？

新保育園では、引き続きお友だちと一緒にいることができます。手続きは、市役所または南志津保育園に転園届を提出していただきます。

Q10. 公立保育園を希望したいが、優先的に転園できますか？

南志津保育園の保育の引き継ぎのために新保育園の建築を進めることから、新保育園への転園を想定していますが、公立園を含む他園への転園希望がある場合には、できるだけ意向に沿えるよう配慮します。

Q11. 早いうちに他の保育園に転園したいが、市役所へ相談すればよいですか？

民営化する前年度に限らず、転園届の提出は可能です。希望する保育園の入園状況によってはすぐに転園できない場合があります。まずは、子育て支援課へご相談ください。

Q12. 新保育園の工事は、いつから始まりますか？

現在のスケジュールでは、令和5年4月以降に工事が始まる予定です。

Q13. 新保育園の職員構成はどのようになるのですか？

公立・民間を問わず、園長・主任保育士・クラス担任という職員構成が一般的な職員構成です。民間事業者を公募する際、園長や保育士には一定の経験者の配置する要件を設定する予定です。

Q14. 公募で条件に見合う事業者であるかは、誰がどの基準で審査するのか？

民営化の実施にあたっては、南志津保育園の保護者代表、学識経験者、南志津保育園園長等で構成する審査会（子育て支援推進委員会専門部会）にて、選定を行います。

Q15. 民間事業者を公募して提案が出なかった場合はどうなるのか？

公募の条件を変更する等により、再公募を検討します。再公募やその他の事由で、スケジュールに遅れが生じた場合は、保育を引き継ぐ新保育園の開園時期に合わせて民営化を行うこととなります。

Q16. 新保育園の運営事業者は、南志津保育園の保護者向けに保護者説明会を開催しますか？

運営事業者の決定後、南志津保育園の保護者向けに保護者説明会を開催します。その説明会には、運営事業者に出席を求めて、保育理念や保育の引き継ぎ等について保護者の皆さまに説明を行います。

資料

用語集

頁	用語	説明
1	福祉サービス 第三者評価	実施する福祉サービスについて、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な評価を行うものです。サービスの質の向上を図る有効な手段とされています。
3	コンセンサス	意見の一致、合意
4	会計年度 任用職員	令和2年度から全国的に制度導入された職種で、会計年度(4月から3月)ごとに任用される非常勤の市職員のことを指します。保育園では、保育士、調理員などとして勤務しています。

南志津保育園の民営化の検討に関する経緯

平成31年2月	生活クラブ風の村保育園佐倉東	福祉サービス第三者評価
令和元年7月	第1回子育て支援推進委員会	基本方針の見直し等について審議
令和元年9月	第2回子育て支援推進委員会	第2次基本方針素案審議
令和元年11月	第3回子育て支援推進委員会	第2次基本方針素案審議・決定
令和2年1月	第2次基本方針パブリックコメント実施、2月正式決定	
令和2年2月	第4回子育て支援推進委員会	次期民営化実施園審議
令和2年3月	第5回子育て支援推進委員会	次期民営化実施園審議・決定
令和2年4月	民営化実施園を南志津保育園として正式決定	

佐倉市立保育園の歴史

年月	事柄
昭和 28 年 7 月	佐倉町立佐倉保育所 開所 (定員 60 名、対象年齢3歳児から就学前まで、宮小路官有無番地)
昭和 29 年 3 月	市制施行により佐倉市立佐倉保育園となる。
昭和 31 年 5 月	季節保育所 開所(小竹、臼井、和田) (社会福祉協議会運営、最終的に昭和 48 年まで実施。) ・当初は佐倉保育園職員がその後はつばみ保育園職員が、地域のボランティアの協力を得ながら運営
昭和 43 年 4 月	臼井保育園 開園 (定員 60 名、対象年齢 1 歳児から就学前まで、臼井田)
昭和 44 年 6 月	つばみ保育園 開園 (無認可、3 歳児から就学前まで定額制、弁当持参、馬渡) ・職員は佐倉保育園からの出向。
昭和 45 年 4 月	志津保育園 開園 (定員 60 名、中志津 1 丁目)
昭和 46 年 4 月	根郷保育園 開園 (定員 60 名、城)
昭和 48 年 4 月	北志津保育園 開園 (定員 60 名、井野)
昭和 49 年 5 月	佐倉保育園が鏑木町に移転建替 (定員を 120 名に拡大、生後 6 ヶ月からの乳児保育を開始)
昭和 50 年 4 月	南志津保育園 開園 (定員 90 名、生後 6 ヶ月から、中志津 7 丁目)
	馬渡保育園 開園 (定員 60 名、1 歳児から、無認可のつばみ保育園が認可園に変更、馬渡)
昭和 53 年 4 月	佐倉東保育園 開園 (定員 90 名、生後 6 ヶ月から、本町)
平成 3 年 4 月	根郷保育園が大崎台に移転建替 (定員を90名に拡大、産休明け(生後57日目から)保育を開始)
平成 5 年 4 月	志津保育園が西志津に移転建替 (定員を 90 名に拡大、産休明け保育の実施)
平成 8 年 4 月	臼井保育園が建替 (定員 60 名、産休明け保育を実施)
平成 10 年 4 月	根郷保育園が定員変更(90 名→120 名)
平成 11 年 4 月	北志津保育園が建替 定員変更(90 名→120 名)
	臼井保育園が定員変更(60 名→90 名)
平成 12 年 4 月	志津保育園が定員変更(90 名→120 名)
平成 13 年 4 月	根郷保育園が定員変更(120 名→130 名)
平成 14 年 4 月	志津保育園が定員変更(120 名→150 名)
平成 17 年 4 月	北志津保育園が定員変更(120 名→130 名)
	南志津保育園が定員変更(90 名→100 名)
平成 23 年 4 月	北志津保育園が定員変更(130 名→138 名)
平成 24 年 1 月	佐倉保育園の園舎を賃借により整備 定員変更(120 名→130 名)
平成 24 年 7 月	馬渡保育園が建替 定員変更(60 名→90 名)
平成 28 年 4 月	佐倉東保育園の民営化、生活クラブ風の村保育園佐倉東の開園

南志津保育園を民間事業者に引き継ぐ際のガイドライン

佐倉市健康こども部子育て支援課 令和2年10月発行

(引用) 14頁に記載している図は、国土地理院の地理院地図を使用しました。